(学) 第3号

原議保存期間30年:令和13年12月31日まで

昭和63年1月28日

本 部 各 部 課 長 各 警 察 署 長

三重県警察本部長

三重県警察学校射撃場の管理及び使用に関する要綱の制定について (例規通達) 改正 平10 (学) 第38号、令3総発第55号

三重県警察学校射撃場の管理及び使用については、三重県警察学校射撃場管理及び使用規程(昭和29年三重県警察本部訓令第17号)によって運用してきたところであるが、制定後相当な期間を経過し、実情にそぐわなくなってきたため、この度、別添のとおり三重県警察学校射撃場の管理及び使用に関する要綱(以下「要綱」という。)を制定し、昭和63年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようされたい。

別添

三重県警察学校射撃場の管理及び使用に関する要綱

第1 目的

この要綱は、三重県警察学校射撃場(付属施設を含む。以下「射撃場」という。)の管理及 び使用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 射擊場管理者

1 三重県警察学校に射撃場管理者(以下「管理者」という。)を置き、警察学校長の職に在 る者をもって充てる。

2 管理者の任務

射撃場及び訓練用具(以下「射撃場等」という。)を管理し、射撃場を常に最良の状態に 保ち、事故防止に努めること。

第3 射擊場管理担当者

1 管理者は、三重県警察学校けん銃教科担当者の中から射撃場管理担当者(以下「管理担当 者」という。)を指名し、射撃場使用の管理に当たらせるものとする。

2 管理担当者の任務

- (1) 射撃場施設台帳(様式第1)及び備品台帳(様式第2)を備え、所定の事項を記載し、 常に射撃場等の状況を明らかにしておくこと。
- (2) 射撃場の整理、整とんと確実な鍵の保管を行うこと。
- (3) 集弾溝には、跳弾防止のため、常に吸弾性のある物を所定の量に保っておくこと。
- (4) 防弾壁の砂は、沈下しないように、常に補てんし、正常な状態に保っておくこと。
- (5) 標的回転装置は、月1回以上点検を実施し、正常な状態に保っておくこと。

第4 射擊場訓練指揮官

1 所属長は、射撃場において所属職員に射撃訓練をさせようとするときは、所属職員の中から、けん銃の取扱い及び操法に特に習熟した巡査部長以上の階級にある者を射撃訓練指揮官 (以下「指揮官」という。)に定めなければならない。ただし、けん銃特別訓練員の射撃訓練に際しては、警務部警務課長が指揮官を定めるものとする。

2 射撃訓練補助者の指名

指揮官は、射撃訓練に際しては、けん銃の取扱い及び操法に習熟した者の中から、射撃訓練補助者(以下「補助者」という。)を指定し、指揮命令の徹底と事故防止に努めなければならない。

3 指揮官及び補助者の任務

指揮官及び補助者は、射撃場を使用する場合は、警察官けん銃警棒等使用および取扱い規範(昭和37年国家公安委員会規則第7号)第5条に規定するけん銃の安全規則(以下「安全規則」という。)のほか、特に次の各号を遵守し、事故防止と射撃場等施設の整備保全に細心の注意を払わなければならない。

(1) 射撃訓練実施に当たっての遵守事項

- ア 射撃訓練開始から終了まで、射撃場入口付近の見やすい場所に射撃訓練中であること を示す標示板(様式第5)を掲示すること。
- イ 射撃訓練開始に当たっては、射撃場内の各施設等の良否を確認するとともに、指揮室 には訓練員を立入らせないこと。
- ウ 射撃訓練中は、関係者以外の者を射撃場内に立入らせないこと。
- エ 標的枠に装着された標的以外の物に向かっては、発砲させないこと。
- (2) 射撃場等施設保全整備上の遵守事項
 - ア 射撃訓練中は、適宜換気装置を作動させ、射撃場の空気清浄に努めること。
 - イ 標的、標的枠その他付属用具類等を放置又は粗略な取扱いをして破損しないように努めること。
 - ウ 訓練終了者は、必ず射撃場の整理、整とんを実施するとともに、電気、火気及び施設 の点検を励行させること。
 - エ 射撃場の施設、付属用具類に故障が生じた場合は、管理者にその状況を報告するとともに必要な措置をとること。

第5 射撃場の使用手続等

1 所属長は、射撃場において所属職員に射撃訓練をさせようとするときは、管理者に射撃場 使用承認願(様式第3)を提出し、承認を受けなければならない。

けん銃特別訓練員の射撃訓練に際しては、警務部警務課長が管理者に射撃場使用承認願を提出し、承認を受けなければならない。ただし、学校教養の一環として射撃場を使用するときは、三重県警察学校の運営に関する訓令(昭和56年三重県警察本部訓令第10号)第10条第2項に規定する授業時間割をもってこれに代えることができるものとする。

2 指揮官は、訓練を終了したときは、射撃場使用簿(様式第4)に所定の事項を記入し、管 理者に訓練終了報告をしなければならない。

第6 訓練員の遵守事項

訓練員は、安全規則を遵守し、指揮官及び訓練補助者の指揮命令に従って、静粛に行動しなければならない。

第7 細目事項

この要綱に定めるもののほか、射撃場の管理及び使用に関する細目事項は、管理者が定める。

				ļ	射	撃	場	加加	包	設	Ī	台	帳				
名		称															
所	在	地															
敷	地面	i 積							標	的	J	数					
射	屋面	i 積							観	覧者	广原	数					
付	属棟ⅰ	面積							完	成年	三月	日					
備		考															
					施	Ē	没 管	4	理	1	伏	況					
改	修個	1 所	改	修	年月	月	改		修	の		概	要	1	備	ā	考

				ſī	# 開	品	台		帳	
備	品	名	数	量	管	理	状	況	備	考

							射	† :	撃	場	使	用	承	認	願					
使	 月]	日	時			年年			月 月		日日				分から 分まで				
使	月]	目	的																
使	用	責	任	者	官	職							E	毛 彳	Ż					
使	用台	銃(の種	類												径 径			ト25 _□	径
使	月]	弾	数																
						易を傾	恵用し殿	た	いの)で方	承認』	顔いる	ます。							
																	年		月	日
																				長
													Έ	官聯	戠	氏		4	Ä	印

	射	撃場	使	用 簿		
使 用 日 時	年年	月月			分から 分まで	
使 用 者						
射 訓練指揮官 階級·氏名			訓練	撃 補 助 者 &・氏 名		
使用銃の種類		怪 シ ンブ38口径				コルト25口径 その他
使 用 区 分	訓練・検	定・競技・そ	の他			
訓練人員					名	
使用 弾 数 (模 擬 弾)		(発 発)	
射撃場施設等の破損の有無その他						



